

資 料

英米刑事法研究 (11)

英米刑事法研究会  
(代表者 田口守一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アリゾナ州法の心神喪失条項および同州モット・ルールの合憲性  
Clark v. Arizona, 126 S. Ct. 2709 (2006)

新谷一朗

## アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

### アリゾナ州法の心神喪失条項および

### 同州モット・ルールの合憲性

Clark v. Arizona, 126 S. Ct. 2709 (2006)

## I はじめに

1843年に下されたイギリスのマクノートン判決<sup>(1)</sup>以降、コモン・ロー裁判所は、被告人の刑事責任能力を判断するにあたって、その精神疾患を考慮に入れる必要性を認めてきた。マクノートン判決の判断公式（以下マクノートン・ルール）は、犯罪行為の実行の時点において、被告人が、精神疾患によって「自分が行っている行為が何であり、どういう性質のものであるかを知らなかつたこと（認識無能力）」もしくは「知っていても、その行為が悪いことであるということを知らなかつたこと（是非弁別無能力）」のいずれかが明白に証明されたときには、刑事責任能力がないとするものである<sup>(2)</sup>。しかしながらアメリカには、被告人の刑事責任能力を判断するにあたって、このマクノートン・ルールをそのまま導入するのではなく、それに修正を加えた判断公式を用いる法域や、独自の判断公式を用いる法域も多数存在している<sup>(3)</sup>。そこで、精

(1) *M'Naghten's Case*, (1843) 10 Cl. & F. 200, 8 Eng. Rep. 718, [1843-60] All E. R. Rep. 229 (H. L. 1843) [紹介, 『英米判例百選 I 公法』164頁〔墨谷葵〕(有斐閣, 1978年) 藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選〔第3版〕』120頁〔佐伯仁志〕(有斐閣, 1996年)].

(2) マクノートン・ルールについて詳細な検討を加えた邦語文献として、岩井宣子『精神障害者福祉と司法〔増補改訂版〕』141頁以下(尚学社, 2004年), 墨谷葵『責任能力基準の研究』32頁以下(慶應通信, 1980年)。

(3) 合衆国における、心神喪失制度の様々な運用とその変遷に対する分析を加えた邦語文献として、岩井・前掲注(2)146頁以下、林美月子『情動行為と責任能力』233頁以下(弘文堂, 1991年)、横藤田誠『法廷のなかの精神疾患』

神疾患を理由とする心神喪失の判断公式として、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項が州に対して要求している最低限の判断公式がいかなるものであるのかについては、長い間議論が行われてきた。本判決は、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）が、アリゾナ州が被告人の心神喪失を判断する上で、マクノートン・ルールを採用していないことは、デュー・プロセス条項に違反するものではないとともに、メンズ・レア（mens rea）と精神疾患との関係について、アリゾナ州が、被告人のメンズ・レアの有無を判断する際に、精神疾患に関する証拠を考慮することを禁止していることもまた、デュー・プロセス条項に違反するものではないとの判断を示したものである。

## II 事案の概要

2000年6月21日の早朝に、上告人であるエリック・クラークは、アリゾナ州フラッグスタッフのある区域を、音楽を大音量で鳴らしながらトラックで何度も周回していたので、近隣の居住者によって警察に通報された。警察官が現場に到着し、クラークのトラックを停止させたところ、クラークはその警察官に對して発砲し、これを死亡させた。クラークは、「職務中の法執行官の死を惹き起こすことを意図してもしくは認識して (Intending or knowing that…… the person causes the death of a law enforcement officer who is in the line of duty)」警察官を射殺したとして、アリゾナ州法典第13編1105条（A）（3）に基づいて第1級謀殺罪で訴追された。2001年3月に、クラークは、裁判所によって公判を受ける能力がないと認定され、州の病院に引き渡された。しかし2年間の治療の後で、能力は回復したと認定され、手續が再開された。

事実審裁判所において、クラークは、警察官を射殺したことについて争わなかったが、犯行時に妄想型の統合失調症（paranoid schizophrenia）であったという証拠を提出した。これには2つの目的があり、まずは、「犯罪行為時に、彼は、その犯罪行為が悪いことであると認識できないほど重度の精神疾患または精神薄弱に罹っていた」として、アリゾナ州法典第13編502条（A）に規定されている心神喪失の抗弁をなすためであり、次に、その精神疾患の結果として、「意図してもしくは認識して法執行官を殺害した」わけではないので、第1級謀殺に要求されるメンズ・レアが欠けていたと主張するためである。

---

188頁以下（日本評論社、2002年）。

事実審裁判所は、まず心神喪失について、クラークが妄想型の統合失調症であったのは明らかであるが、提出された証拠から、その疾患が「その行為が悪いことであることを認識できなくなるほどに、彼の現実への知覚を歪めた」とするには不充分であるとした。そしてメンズ・レアについては、特定のメンズ・レアを否定するために精神医学上の証拠 (psychiatric evidence) を提出することを許容しなかったアリゾナ州の先例たるモット判決<sup>(4)</sup>に依拠した上で、「アリゾナ州は、心神喪失には足らない精神疾患の証拠は、犯罪のメンズ・レアを否定するためにはこれを許容しない」<sup>(5)</sup>と判示し、仮釈放なき終身刑を言い渡した。

これに対して、クラークは、判決と量刑の取消しを申し立て、まずアリゾナ州法の心神喪失条項は、認識無能力と是非弁別無能力という 2 つの部分から構成されるマクノートン・ルールの認識無能力の部分を削除している<sup>(6)</sup>ので合衆国憲法修正 14 条のデュー・プロセス条項に違反していると主張し、さらにメンズ・レアを反証するための精神医学上の証拠を包括的に排除しているモット・ルールもまた、完全な抗弁を提出する権利を否定しているので、デュー・プロセス条項に違反していると主張した。しかし、事実審裁判所はこの申立てを容れなかった。

アリゾナ州控訴審裁判所は、被告人が心神喪失であるか否かを判断するための公式に関して、州はその判断公式の範囲を決定する裁量を有しているとし、モット・ルールについては、当該ルールは憲法上の問題を何ら含んでいないとして、このルールをクラークの事件に適用したことを探して支持した。また、同州最高裁も上訴を認めなかった。そこで、クラークにより連邦最高裁に上告がなされた。

---

(4) State v. Mott, 931 P. 2d 1046 (Ariz. 1997). 自らの子を殺害したとして、幼児虐待と第 1 級謀殺の 2 つの訴因で訴追された女性が、犯行時に被虐待女性症候群 (battered woman syndrome) に罹患していたので、両犯罪に要求されるメンズ・レアを形成する能力はなかった、とする精神医学上の証拠を提出したが、これらの証拠が許容されなかった事案である。

(5) See *id.* at 1051.

(6) 1993 年以前には、アリゾナ州もマクノートン・ルールを採用していたが、その年に行われた法改正によって、認識無能力に関する部分が削除された。

### III 判決の要旨

法廷意見は、次のように述べ、原判決を維持した<sup>(7)</sup>。

まず、マクノートン・ルールの認識能力部分を削除しているアリゾナ州法の心神喪失条項の合憲性について、法廷意見は、合衆国において現在運用されている心神喪失制度をすべて調査した上で、17の州が伝統的なマクノートン・ルールを採用していることを示した。しかしながら、アリゾナを含む10の州がマクノートン・ルールの是非弁別能力の部分のみを採用しており<sup>(8)</sup>、他方でマクノートン・ルールの認識能力の部分のみを採用している州も1つ存在している。そして14の法域では、模範刑法典に従って、意思無能力テスト（volitional incapacity test）と是非弁別テストとが組み合わされており、双方が充足されれば免責されるとされている。また、3の州ではマクノートン・ルールと意思無能力テストを結合させた判断公式が用いられている。また精神疾患の所産テスト（product-of-mental-illness）と呼ばれる独自の判断公式を採用している州もある。さらに、心神喪失の積極的抗弁を認めていない州さえも存在している。このような状況に鑑みて、法廷意見は「犯罪と抗弁を規定する州の権限は、伝統的に認容されてきたのであり、それを制限するほどのマクノートン・ルールに対する尊重（deference）を歴史に見出すことはできない」とした。さらに理論的にも、被告人がその行為の「性質（nature and quality）」を知覚していなければ、被告人はその行為が「悪いこと」であるとは合理的に知覚できないのであるから、「認識能力に関する証拠は、アリゾナ州の形式においても、マクノートン・ルールを採用した場合と同様の重要性を有している」ので、アリゾナ州の心神喪失条項は合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項に違反するものではないと述べた。

次に、メンズ・レアを反証するために、精神医学上の証拠を提出することを

(7) スーター裁判官が執筆し、ロバーツ長官、スカリア、トーマス、アリート各裁判官が同調した。これに対して、ケネディ裁判官が反対意見を執筆し、ステイヴンス、ギンズバーグ各裁判官が同調した。ブライヤー裁判官は、一部同意一部反対意見を執筆した。

(8) アリゾナ州、デラウェア州、インディアナ州、イリノイ州、ルイジアナ州、メイン州、オハイオ州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、そしてテキサス州である。

禁止しているモット・ルールの合憲性について、法廷意見は、被告人が精神疾患であるという証拠のうち、メンズ・レアに関連するものには3つのカテゴリーがあると述べた。そのカテゴリーの第1は、「被告人がなしたことを観察し、被告人が述べたことを聞いた専門家証人および非専門家証人による証言」からなる「観察証拠 (observation evidence)」である。そして第2は、「被告人の精神疾患について、事実記録等に基づいて、典型的には精神科医や心理学者による証言」からなる「精神疾患証拠 (mental-disease evidence)」であり、第3は、「同じく精神科医や心理学者による、認識および是非弁別判断の能力に関する証言」からなる「能力証拠 (capacity evidence)」である。法廷意見の理解によると、モット・ルールは、このうち「精神疾患証拠」と「能力証拠」を制限しているにすぎないのであって、「観察証拠」を被告人が提出するのはなお許容している。そして法廷意見は、「精神疾患証拠」と「能力証拠」の排除について、「精神疾患には異論の多いものも存在するという特徴、……精神疾患証拠が陪審をミスリードする可能性、……陪審が能力証拠に過度の重要性を持たせる危険性」は、メンズ・レアを反証するための精神疾患証拠と能力証拠の立証価値に優越する要素であるとして、それらの証拠の排除を正当化すると述べて、モット・ルールもまた、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項に違反するものではないとの判断を示した。

反対意見を述べたケネディ裁判官は、法廷意見が提示した精神医学上の証拠を3分類することについて批判的な考察を加えた。反対意見によると、法廷意見が提示した「観察証拠」と「精神疾患証拠」および「能力証拠」との論理的な区別は、実際には明確ではなく、特に本件のように、被告人が妄想型の統合失調症に罹患していたことが明らかな場合には「被告人が精神疾患に罹患していたことを明らかにするための証言（すなわち精神疾患証拠）と観察証拠とを区別する意味はない」とされた。さらに反対意見は、「精神疾患証拠」と「能力証拠」の排除を正当化するために、法廷意見が挙げた理由もまた、次のように批判した。まず、「精神疾患には異論の多いものも存在するという特徴」については、本件で問題となった統合失調症は、法廷意見が述べるところの「異論の多い」タイプの精神疾患ではなく、精神疾患の中でもとりわけ異論が少なく広く認知されているものである、と指摘している。さらに反対意見は、「陪審をミスリードする可能性」について、連邦最高裁は「あらゆる法領域において、陪審が、複雑な事実を整理することができるものと常に信頼している」<sup>(9)</sup>のであり、さらにアリゾナ州は、証拠が「その立証価値よりも、不公正な予

断、争点の混乱、および陪審をミスリードする危険性が上回るならば」その証拠は排除されうる、とする一般規定を同州の証拠規則に既に置いているのであるから、「陪審をミスリードする可能性」をもって「精神疾患証拠」と「能力証拠」の排除を正当化することはできないと述べた。

一部同意一部反対意見を述べたブライヤー裁判官は、法廷意見が精神医学上の証拠を3つに分類したことには同意したもの、これらの分類が不明確になる場合も存在するとの懸念を表明した。そして実際に、本件事実審裁判所において、法廷意見の3分類によると許容されるべき「観察証拠」が排除されていた可能性があるので、事実審裁判所が適切にアリゾナ州の心神喪失条項を適用していたのか否かを判断するために、事件を差し戻すべきだとした<sup>(10)</sup>。

#### IV 解 説

##### 1 アリゾナ州の心神喪失条項の合憲性について

連邦最高裁は、「メンズ・レア、心神喪失……の原則は、刑法の目的と宗教・道徳・哲学・医学等の見解の間で、常に変化している緊張を調整する役割を果たしているが、この調整については州に権限がある」<sup>(11)</sup>としてきた。このような州の権限を前提として——法廷意見が述べた通り——合衆国においては、被告人の心神喪失を判断するために、その法域毎に様々な判断公式が用いられており、さらに心神喪失の積極的抗弁を認めていない州さえ存在している。心神喪失の積極的抗弁を認めていないモンタナ、アイダホ、ユタの各州において、精神疾患に関する証拠は、犯罪の成立に必要なメンズ・レアの立証に閥してのみ認められており、これはメンズ・レア・アプローチと呼ばれている。そして、このようにして心神喪失の積極的抗弁を廃止することは、それぞ

(9) See United States v. Booker, 543 U. S. 220, 289 (2005) [紹介、渋谷年史・NBL803号6頁(2005年)、安部圭介ほか「合衆国最高裁判所2004-2005年開廷期重要判例概観」アメリカ法2005年2号257-265頁, 267-268頁(2006年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2004年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学41巻1号283頁〔二本柳誠〕(2007年)].

(10) なお、法廷意見も、事実審裁判所において本来許容されるべき観察証拠が制限されていた可能性があることを認めている。しかしながら法廷意見は、クラークの異議は、もっぱらアリゾナ州法の心神喪失条項の合憲性と同州モット・ルールの合憲性に限られているので、この点については判断しないとした。

(11) See Powell v. Texas, 392 U. S. 514, 536 (1968).

れの州最高裁判所では、合憲であるとされてきた<sup>(12)</sup>。このような状況の下で、連邦最高裁が述べた刑法上の諸原則に関する州の権限は無制限なものであり、心神喪失の積極的抗弁を廃止することまで許容されるのか、もしくはデュー・プロセス条項は州に対して心神喪失の抗弁に関する規定を置くように要求しているのか、もしそうならば、デュー・プロセス条項が州に対して要求する心神喪失の抗弁の最低限の判断公式とはいかなるものであるのか、という問題に対する連邦最高裁の判断が待たれていた。本件において、連邦最高裁は、マクノートン・ルールを、心神喪失の抗弁を規定する州の権限を規制するほどの根本原理と見ることはできないとした上で、デュー・プロセス条項は、被告人の心神喪失を判断するための判断公式として、少なくとも州に対してマクノートン・ルールを採用することまでは要求するものではない、としたわけである。

## 2 アリゾナ州モット・ルールの合憲性について

法廷意見は、モット・ルールは、メンズ・レアを反証するためのあらゆる——すなわち「観察証拠」、「精神疾患証拠」そして「能力証拠」すべての——精神医学上の証拠を禁止しているのではなく、このうち「精神疾患証拠」と「能力証拠」を排除しているにすぎず、そして、それを排除するには充分な理由があるとの判断を下した。

法廷意見が理由として挙げた「精神疾患には異論の多いものも存在するという特徴」は、本件の弁護人側の鑑定人と検察側の鑑定人との間の対立においても現実化している。すなわち本件において、前者は「被告人は精神疾患によって心神喪失状態となっていた」と述べたが、後者は「心神喪失状態とまではいえない」との結論を下したのである。このような対立が頻繁に存在するので、法廷意見は「専門的な診断の有用性には限界」があり、精神医学上の証拠のうち「精神疾患証拠」と「能力証拠」の提出を許容しないことを正当化したのである。もっとも、鑑定人間の意見の相違は、精神医学に限らずあらゆる学問分

---

(12) モンタナ州法については、State v. Korell, 690 P. 2d 992 (Mont. 1984). この判決に検討を加えた邦語文献として、岩井・前掲注(2)195-197頁、林・前掲注(3)262頁、横藤田・前掲注(3)201-205頁。アイダホ州法については、State v. Searcy, 798 P. 2d 914 (Idaho. 1990). この判決に検討を加えた邦語文献として、岩井・前掲注(2)197-198頁、林美月子「責任無能力抗弁廃止のその後」神奈川大学法学院研究所年報15号106-108頁(1996年)。ユタ州法については、State v. Herrera, 895 P. 2d 359 (Utah. 1995).

野に固有のものであるから、正確な事実認定を目的とするならば、陪審が自身で事実を解釈して判断を下すよりも、鑑定人間の意見対立に接した上で、判断を下す方が好ましいとする見解もある<sup>(13)</sup>。

次に理由として挙げられたのは「陪審をミスリードさせる可能性」である。この点につき、アリゾナ州は、既に証拠排除に関する一般規定を——反対意見が指摘するように——置いている。加えて、アリゾナ州は、専門家による証言については、陪審が「証拠を理解するために、もしくは争点内の事実判断を補強する場合に限り」これを許容するという規定もまた置いている。さらに、アリゾナ州裁判所は、新奇な（novel）科学理論による証拠は、「その理論が属する特定の分野において、一般的に受け入れられているほどに、充分に確立されている場合に限って、これを許容する」<sup>(14)</sup> という判断基準を用いてきた。それにもかかわらず、とりわけ精神医学上の証拠のうち「精神疾患証拠」と「能力証拠」については、上の基準を用いることなく包括的に排除できる、とした本判決は、連邦最高裁の精神医学に対する根深い懐疑を反映しているとする論評もある<sup>(15)</sup>。いずれにせよ、本判決によってアリゾナ州においては、被告人の精神疾患がメンズ・レアを形成するための能力に対して与えた影響を考慮することなく、被告人の有罪を判断せざるをえなくなる<sup>(16)</sup>、と見られている。

---

(13) See *The Supreme Court, 2006 Term —— Leading Cases*, 120 HARV. L. REV. 223, 232 (2006).

(14) See *Frye v. United States*, 293 F. 1013, 1014 (D. C. Cir. 1923).

(15) See *The Supreme Court, 2006 Term —— Leading Cases*, supra note 13, at 231.

(16) See Jennifer Gibbons, *Arizona Case Note : Clark v. Arizona : Affirming Arizona's Narrow Approach to Mental Disease Evidence*, 48 ARIZ. L. REV. 1155, 1167 (2006).